

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟（以下「本連盟」という）の、コンプライアンスの取り組みに関する事項を定め、これを適切に運用することにより、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令や本連盟規則（定款、規程等）、取引に関わる契約・約款及び社会的規範としての倫理の厳守をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本連盟の全ての役職員及び選手・スタッフに対して適用する。

(基本方針)

第4条 本連盟の役職員及び選手・スタッフは、別に定める行動規範に従い、コンプライアンスを最優先の基本方針として認識して、職務（競技・練習も含む）の遂行にあたるものとする。

(役職員及び選手・スタッフの責務)

第5条 役職員及び選手・スタッフは前条の方針をふまえ、法令、本連盟規則を厳守することは元より社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役職員及び選手・スタッフの禁止事項)

第6条 役職員及び選手・スタッフは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令及び本連盟規則に違反する行為
- (2) 他の役職員及び選手・スタッフに対して法令及び本連盟規則に違反する行為を指示、命令、教唆又は強要する行為
- (3) 他の役職員及び選手・スタッフに対して法令及び本連盟規則に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認する行為

(コンプライアンス推進体制)

第7条 本連盟は、法務・倫理委員会（以下「委員会」という）においてコンプライアンスを有効に機能させるために次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制、関連規程等に関する事項

- (2) コンプライアンスに係わる解決すべき課題の発生の対応に関する事項
- (3) コンプライアンスについての啓発、教育に関する事項
- (4) コンプライアンスについての対応状況点検に関する事項
- (5) その他、コンプライアンスに関し必要な事項

(相談・通報)

第8条 役職員及び選手・スタッフは、他の役職員及び選手・スタッフが第6条に違反する行為を行ったとき若しくは知ったときは、速やかに委員会に相談若しくは通報しなければならない。

(処分等)

第9条 本連盟は、委員会の審議に基づき、理事会における決議を経て、第6条に違反した役職員及び選手・スタッフを処分に付するとともに、本連盟に損害を与えた役職員及び選手・スタッフに対して損害の賠償を求めることが出来る。

(事前相談)

第10条 役職員及び選手・スタッフは、自らの行為や意思決定が第6条に違反するかどうかの判断に迷うときは、予め委員会に相談しなければならない。

(機密保持義務)

第11条 委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

付則 この規程は、平成28年11月26日から施行する。

平成28年11月26日制定